

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月27日

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊岡 稔

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業開発統括部長
大河内 聡人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業開発統括部長
大河内 聡人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 42,000,000,000円
(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 8,000,000,000円
(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 30,000,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年8月7日に提出した有価証券届出書並びに同年8月9日、同月28日、同年9月2日及び同月13日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、2019年9月26日付で、Suwa Investment Holdings, LLCの出資予定者となるファンドを組成することを予定していたHarvest Tech Investment Management Co., Ltd.より、同社が組成するファンドが第三者割当による当社の普通株式、株式会社ジャパンディスプレイ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、及び株式会社ジャパンディスプレイ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に係る割当予定先の出資予定者から離脱する旨の通知を受領したことことから、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

a . 割当予定先の概要

c . 割当予定先の選定理由

(2) スポンサー選定の経緯

f . 払込みに要する資金等の状況

本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当

本第3回新株予約権付社債第三者割当

第三部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」においては、(訂正前)と(訂正後)の記載を比較するため、参照書類としての有価証券報告書の記載内容からの変更及び追記箇所を示すために付された_____ 罫は表示しておりません。

第一部 【証券情報】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

(訂正前)

<前略>

- (注) 2019年8月7日現在におけるものであります。なお、下記「c . 割当予定先の選定理由 (2)スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、本新株第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当の実行までに、Harvest Tech Investment Management Co., Ltd.(以下「Harvest Tech」といいます。)のGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.に代わり、Harvest Techが組成するファンド(以下「Harvest Tech Overseas Fund」といいます。)が割当予定先の出資者となる予定であり、決定後、速やかに開示する予定です(以下、本第三者割当の実行までに割当予定先の出資者となる予定の者を「出資予定者」といいます。)。Harvest Tech Overseas Fundの詳細については、下記「c . 割当予定先の選定理由 (2)スポンサー選定の経緯」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

- (注) 2019年8月7日現在におけるものであります。なお、下記「c . 割当予定先の選定理由 (2)スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、本新株第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当の実行までに、当時、Harvest Tech Investment Management Co., Ltd.(以下「Harvest Tech」といいます。)のGeneral ManagerであったWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.に代わり、Harvest Tech Investment Management Co., Ltd.(以下「Harvest Tech」といいます。)が組成するファンド(以下「Harvest Tech Overseas Fund」といいます。)が割当予定先の出資者となる予定でしたが(以下、本第三者割当の実行までに割当予定先の出資者となる予定の者を「出資予定者」といいます。)、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Techより、同社と割当予定先との間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas Fundから割当予定先が出資を得られるよう、割当予定先及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。なお、Winston Henry Lee氏はHarvest TechのGeneral Managerでありましたが、Harvest Techより同月2日付で同氏が辞任した旨の連絡を受けております。

c. 割当予定先の選定理由

(2) スポンサー選定の経緯

(訂正前)

< 前略 >

(注) Suwaコンソーシアムは、当社の戦略的パートナー選定手続に参加することを目的に、台湾証券取引所に上場しているタッチパネル大手であるTPK Holding Co., Ltd.(以下「TPK」といいます。)(所在地: No.13-18, Sec. 6, Minquan E. Rd., Neihu Dist., Taipei City, Taiwan 代表者: Michael Chao-Juei Chiang (Chairman))、北京に本社を持ち中国最大の資産運用会社グループの一つであるHarvestグループに属するプライベートエクイティ投資を行う運用会社であるHarvest Tech(所在地: 53F, Shanghai Two ifc, 8 Century Avenue, Pudong New Area, Shanghai, China 代表者: Henry Zhao, PhD (Chairman))、及び台湾に拠点を置くTsai一族(台湾の大手金融持株会社であるFubon Financial Holding Co., Ltdの創業一族)のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるCosgrove Global Limited(以下「CGL」といいます。)(所在地: 14F No 237 Sec 1 Chien-kuo S Rd Taipei City Taiwan 代表者: Tsai Ming Chung (Director))によって組成された共同体です。また、割当予定先は、Suwaコンソーシアムによる本第三者割当のために設立した会社であり、2019年4月12日時点までに設立を完了させるために、一旦Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立しましたが、今後、Suwaコンソーシアム内の合意に基づき、本第三者割当の実行までにHarvest Techが組成するHarvest Tech Overseas Fund(詳細は未定)が資本参加し、割当予定先の出資者となる予定であり、決定後、速やかに開示する予定です。なお、China Silkroad Investment Capital Ltd.は、割当予定先の設立及び運営を担っておりますが、本第三者割当実行時においては、割当予定先の出資者とはならない予定です。また、2019年4月12日時点においては、Harvest Tech Overseas Fundのほか、TPKも割当予定先の出資者となる予定でしたが、当社は、TPKより、出資予定者から離脱する旨の通知を受けました。また、CGL及びCGL同様、台湾に拠点を置くTsai一族のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるTopnotch Corporate Limited(以下、CGLと併せて「CGLグループ」といいます。)(所在地: 14F No 237 Sec 1 Chien-Kuo S Rd Taipei City Taiwan 代表者: Tsai Ming Chung (Director))も、割当予定先の出資者となる予定でしたが、当社は、割当予定先より、CGLグループが出資予定者から離脱する旨の通知を受けた旨の連絡を受けました。一方、2019年6月28日に、割当予定先の新たな出資予定候補者であるOasis Management Company Ltd.(以下「Oasis」といいます。)から、同社が運用又は助言するファンドからの割当予定先による本新株式の引受けのための150百万米ドル以上180百万米ドル以下の出資の実行に必要なとされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、2019年12月31日を期限として当該出資を確約するコミットメントレター(150百万米ドル以上180百万米ドル以下)を受領しました。当社は、出資予定候補者について、今後、反社会的勢力と何らかの関係を有していないことや、払込みに要する資金等の状況等を確認の上、新たな出資予定者に追加する予定です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

- (注) Suwaコンソーシアムは、当社の戦略的パートナー選定手続に参加することを目的に、台湾証券取引所に上場しているタッチパネル大手であるTPK Holding Co., Ltd.(以下「TPK」といいます。)(所在地: No.13-18, Sec. 6, Minquan E. Rd., Neihu Dist., Taipei City, Taiwan 代表者: Michael Chao-Juei Chiang (Chairman))、北京に本社を持ち中国最大の資産運用会社グループの一つであるHarvestグループに属するプライベートエクイティ投資を行う運用会社であるHarvest Tech(所在地: 53F, Shanghai Two ifc, 8 Century Avenue, Pudong New Area, Shanghai, China 代表者: Henry Zhao, PhD (Chairman))、及び台湾に拠点を置くTsai一族(台湾の大手金融持株会社であるFubon Financial Holding Co., Ltdの創業一族)のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるCosgrove Global Limited(以下「CGL」といいます。)(所在地: 14F No 237 Sec 1 Chien-kuo S Rd Taipei City Taiwan 代表者: Tsai Ming Chung (Director))によって組成された共同体です。また、割当予定先は、Suwaコンソーシアムによる本第三者割当のために設立した会社であり、2019年4月12日時点までに設立を完了させるために、一旦当時Harvest TechのGeneral ManagerであったWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立しました。その後、Suwaコンソーシアム内の合意に基づき、本第三者割当の実行までにHarvest Techが組成するHarvest Tech Overseas Fund(詳細は未定)が資本参加し、割当予定先の出資者となる予定でしたが、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Techより、同社と割当予定先との間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas Fundから割当予定先が出資を得られるよう、割当予定先及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。なお、China Silkroad Investment Capital Ltd.は、割当予定先の設立及び運営を担っておりますが、本第三者割当実行時においては、割当予定先の出資者とはならない予定です。また、2019年4月12日時点においては、TPKも割当予定先の出資者となる予定でしたが、当社は、TPKより、出資予定者から離脱する旨の通知を受けました。また、CGL及びCGL同様、台湾に拠点を置くTsai一族のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるTopnotch Corporate Limited(以下、CGLと併せて「CGLグループ」といいます。)(所在地: 14F No 237 Sec 1 Chien-Kuo S Rd Taipei City Taiwan 代表者: Tsai Ming Chung (Director))も、割当予定先の出資者となる予定でしたが、当社は、割当予定先より、CGLグループが出資予定者から離脱する旨の通知を受けた旨の連絡を受けました。一方、2019年6月28日に、割当予定先の新たな出資予定候補者であるOasis Management Company Ltd.(以下「Oasis」といいます。)から、同社が運用又は助言するファンドからの割当予定先による本新株式の引受けのための150百万米ドル以上180百万米ドル以下の出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、2019年12月31日を期限として当該出資を確約するコミットメントレター(150百万米ドル以上180百万米ドル以下)を受領しました。当社は、出資予定候補者について、今後、反社会的勢力と何らかの関係を有していないことや、払込みに要する資金等の状況等を確認の上、新たな出資予定者に追加する予定です。

< 後略 >

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当

(訂正前)

上記「c. 割当予定先の選定理由 (2)スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、割当予定先は、2019年4月12日時点までに設立を完了させるために、一旦Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立されましたが、今後、本第三者割当の実行までにHarvest Tech Overseas Fundが資本参加し、割当予定先の出資者となる予定であり、割当予定先は、かかる追加出資による資金をもって本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに充てる予定です。

当社は、本資本業務提携契約において、割当予定先が本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当の払込みに要する資金を確保する旨の表明保証を受けております。もっとも、TPK(出資予定金額230百万米ドル)については出資予定者から離脱する旨の通知を受けており、CGLグループ(出資予定金額合計130百万米ドル)についても出資予定者から離脱する旨の通知を受けた旨の連絡を割当予定先から受けております。また、Harvest Techからは、2019年6月27日、Harvest Tech Overseas Fundによる、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定額200百万米ドルを300百万米ドルに変更した上で、当該出資の実行に必要なとされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、当該出資を確約するコミットメントレター(300百万米ドル)を受領しました。なお、Harvest Techからは、本新株式第三者割当及び第2回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定額300百万米ドルのうち100百万米ドルについては、当社顧客から支援を受けることにより払込みに要する資金を確保する予定である旨の報告を受けておりましたが、その後、Winston Henry Lee氏からは、2019年7月11日に、上記当社顧客から支援を受ける100百万米ドルは、当該コミットメントレターにかかる300百万米ドルの内数ではなく、300百万米ドルに追加するものとして当社顧客から支援を受けることにより資金を確保する旨をHarvest Techと当社顧客との間で合意した旨の報告を受けました。もっとも、Harvest Techは、当該出資に際して投資家から必要な資金を募り、Harvest Tech Overseas Fundを新規に組成する予定であるところ、本有価証券届出書提出日現在では上記の当社顧客を含む投資家からの出資の確約を得ているものではなく、割当予定先は、上記コミットメントレターに係る出資を確保できない可能性があります。

また、上記コミットメントレターは、中国の政府当局からの介入がないこと等が出資の条件とされており、さらに、Harvest Tech Overseas Fundは、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。

< 中略 >

そのため、Harvest Tech Overseas Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、Harvest Tech Overseas Fundによる出資について中国の政府当局からの介入があった場合、割当予定先に対する出資の実行に必要なとされる許認可を取得できない場合、又はOasisのコミットメントレターの有効期限である2019年12月31日までに上記()乃至()のOasisによる出資の条件を充足しなかった場合には、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われなにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

(訂正後)

上記「c. 割当予定先の選定理由 (2)スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、割当予定先は、2019年4月12日時点までに設立を完了させるために、一旦当時Harvest TechのGeneral ManagerであったWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立されました。その後、本第三者割当の実行までにHarvest Tech Overseas Fundが資本参加し、割当予定先の出資者となる予定でしたが、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Techより、同社と割当予定先との間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas Fundから割当予定先が出資を得られるよう、割当予定先及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

当社は、本資本業務提携契約において、割当予定先が本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当の払込みに要する資金を確保する旨の表明保証を受けております。もっとも、TPK(出資予定金額230百万米ドル)については出資予定者から離脱する旨の通知を受けており、CGLグループ(出資予定金額合計130百万米ドル)についても出資予定者から離脱する旨の通知を受けた旨の連絡を割当予定先から受けております。

また、Harvest Techからは、2019年6月27日、Harvest Tech Overseas Fundによる、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定額200百万米ドルを300百万米ドルに変更した上で、当該出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、当該出資を確約するコミットメントレター(300百万米ドル)を受領しました。なお、Harvest Techからは、本新株式第三者割当及び第2回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定額300百万米ドルのうち100百万米ドルについては、当社顧客から支援を受けることにより払込みに要する資金を確保する予定である旨の報告を受けておりましたが、その後、Winston Henry Lee氏からは、2019年7月11日に、上記当社顧客から支援を受ける100百万米ドルは、当該コミットメントレターにかかる300百万米ドルの内数ではなく、300百万米ドルに追加するものとして当社顧客から支援を受けることにより資金を確保する旨をHarvest Techと当社顧客との間で合意した旨の報告を受けました。もっとも、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Techは、当該出資に際して投資家から必要な資金を募り、Harvest Tech Overseas Fundを新規に組成する予定であるところ、本有価証券届出書提出日現在では上記の当社顧客を含む投資家からの出資の確約を得ているものではなく、割当予定先は、上記コミットメントレターに係る出資を確保できない可能性があります。

また、上記コミットメントレターは、中国の政府当局からの介入がないこと等が出資の条件とされており、さらに、Harvest Tech Overseas Fundは、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。

その後、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Techより、同社と割当予定先との間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas Fundから割当予定先が出資を得られるよう、割当予定先及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

他方で、当社は、上記のHarvest Techからの通知を受けて関係者との間で協議を行った結果、当社顧客より、取引の支払条件を緩和するとともに、Harvest Techが直接又は間接的に当社に対して出資を行わない場合には割当予定先を通じて又はそれ以外の方法で200百万米ドルの出資を行う意図を示す通知を受領しております。当該通知には、当該顧客からの協力に関する条件として2019年12月末までに当社が当該顧客からの出資を含めて450百万米ドルの資金調達を完了させること等が記載されております。

< 中略 >

そのため、割当予定先がHarvest Tech Overseas FundからHarvest Techより受領したコミットメントレターに従った出資を得られず、且つ、Harvest Tech Overseas Fundに代わる投資家からHarvest Techによる出資予定額と同額の出資を確保できなかった場合、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Tech Overseas Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、Harvest Tech Overseas Fundによる出資について中国の政府当局からの介入があった場合、割当予定先に対する出資の実行に必要なとされる許認可を取得できない場合、又はOasisのコミットメントレターの有効期限である2019年12月31日までに上記()乃至()のOasisによる出資の条件を充足しなかった場合には、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われないことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

本第3回新株予約権付社債第三者割当

(訂正前)

割当予定先は、上記記載のHarvest Tech Overseas Fund等による追加の出資とは別に、Harvest Tech Overseas Fundから更なる追加出資を受けることで、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに充てる資金を調達する予定です。本第3回新株予約権付社債第三者割当は、割当予定先によるかかる資金の調達が完了していること等を条件としております。

当社は、2019年6月27日、Harvest Techより、Harvest Tech Overseas Fundによる本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定額300億円のうち200億円については、出資の実行に必要なとされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、当該出資を確約するコミットメントレター(200億円)を受領しました。もっとも、Harvest Techは、当該出資に際して投資家から必要な資金を募り、Harvest Tech Overseas Fundを新規に組成する予定であるところ、2019年8月7日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、割当予定先は、上記コミットメントレターに係る出資を確保できない可能性があります。また、上記コミットメントレターは、中国の政府当局からの介入がないこと等が出資の条件とされております。さらに、Harvest Tech Overseas Fundは、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。

なお、Harvest Tech Overseas Fundによる本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定額300億円のうち100億円については出資確約を得られておりませんが、上記記載の本新株式及び本第2回新株予約権付社債について出資を確約するコミットメントレターの金額は減額されておらず、当社が出資予定者及び出資予定候補者から受領しているコミットメントレターの総額(800億円)は変わっておりません。現在、割当予定先から、数社と具体的な交渉を継続しているとの報告を受けており、今後本第3回新株予約権付社債に係る出資予定額300億円のうち100億円につき出資確約が得られ次第、直ちに開示いたします。

そのため、Harvest Tech Overseas Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、Harvest Tech Overseas Fundによる出資について中国の政府当局からの介入があった場合、又は割当予定先に対する出資の実行に必要なとされる許認可等を取得できない場合には、本第3回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われないことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業成長が鈍化する可能性があります。なお、Harvest Tech Overseas Fundによる内部の機関決定については、実施後、速やかに開示する予定です。

(訂正後)

割当予定先は、Harvest Tech Overseas Fundから出資を受けることで、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに充てる資金を調達する予定でしたが、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Techより、同社と割当予定先との間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行することが、当社にとって最善の策であると判断しておりますので、Harvest Techから出資を得られるよう、割当予定先及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。なお、本第3回新株予約権付社債第三者割当は、割当予定先によるかかる資金の調達が完了していること等を条件としております。

当社は、2019年6月27日、Harvest Techより、Harvest Tech Overseas Fundによる本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定額300億円のうち200億円については、出資の実行に必要なとされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、当該出資を確約するコミットメントレター(200億円)を受領しました。もっとも、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Techは、当該出資に際して投資家から必要な資金を募り、Harvest Tech Overseas Fundを新規に組成する予定であるところ、2019年8月7日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、割当予定先は、上記コミットメントレターに係る出資を確保できない可能性があります。また、上記コミットメントレターは、中国の政府当局からの介入がないこと等が出資の条件とされております。さらに、Harvest Tech Overseas Fundは、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。

その後、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Techより、同社と割当予定先との間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas Fundから割当予定先が出資を得られるよう、割当予定先及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

他方で、当社は、上記のHarvest Techからの通知を受けて関係者との間で協議を行った結果、当社顧客より、取引の支払条件を緩和するとともに、Harvest Techが直接又は間接的に当社に対して出資を行わない場合には割当予定先を通じて又はそれ以外の方法で200百万米ドルの出資を行う意図を示す通知を受領しております。当該通知には、当該顧客からの協力に関する条件として2019年12月末までに当社が当該顧客からの出資を含めて450百万米ドルの資金調達を完了させること等が記載されております。

なお、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Tech Overseas Fundによる本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定額300億円のうち100億円については出資確約を得られておりませんが、上記記載の本新株式及び本第2回新株予約権付社債について出資を確約するコミットメントレターの金額は減額されておらず、当社が出資予定者及び出資予定候補者から受領しているコミットメントレターの総額(800億円)は変わっておりません。現在、割当予定先から、数社と具体的な交渉を継続しているとの報告を受けており、今後本第3回新株予約権付社債に係る出資予定額300億円のうち100億円につき出資確約が得られ次第、直ちに開示いたします。

そのため、割当予定先がHarvest Tech Overseas FundからHarvest Techより受領したコミットメントレターに従った出資を得られず、且つ、Harvest Tech Overseas Fundに代わる投資家からHarvest Techによる出資予定額と同額の出資を確保できなかった場合、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Tech Overseas Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、Harvest Tech Overseas Fundによる出資について中国の政府当局からの介入があった場合、割当予定先に対する出資の実行に必要なとされる許認可等を取ることができない場合には、本第3回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われなことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業成長が鈍化する可能性があります。

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月13日)までの間において変更がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の変更後の内容を記載したものであり、当該変更箇所は下線で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月13日)現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

(1)乃至(25) 略

(26) 継続企業の前提に関する重要事象等

< 中略 >

Suwaの出資予定者のうちHarvest Techからは、2019年6月27日、同社が組成するファンド(以下「Harvest Tech Overseas Fund」といいます。)による当社が発行する普通株式及び第2回新株予約権付社債に係る出資予定額200百万米ドルを300百万米ドルに変更した上で、当該出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、当該出資を確約するコミットメントレター(300百万米ドル)を受領しました。また、当社は、2019年7月11日、Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏から、Harvest Tech Overseas Fundによる上記出資予定額を300百万米ドルから400百万米ドルに変更し、そのうち100百万米ドルについて、当社顧客から支援を受けることにより払込みに要する資金を確保する旨をHarvest Techと当社顧客との間で合意した旨の報告を受けております。さらに、当社は、Harvest Techから、2019年6月27日、当社が発行する第3回新株予約権付社債に係る出資予定額300億円のうち200億円については、当該出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、当該出資を確約するコミットメントレター(200億円)を受領しました。加えて、2019年6月28日に、Suwaの新たな出資予定候補者であるOasis Management Company Ltd.(以下「Oasis」といいます。)から、同社が運用又は助言するファンドからのSuwaによる当社普通株式の引受けのための150百万米ドル以上180百万米ドル以下の出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、2019年12月31日を期限として当該出資を確約するコミットメントレター(150百万米ドル以上180百万米ドル以下)を受領しました(なお、当該コミットメントレターによれば、当社とOasisとの間で別途合意した場合には、Oasisが、同社が運用又は助言するファンドを通じて、割当予定先ではなく当社に対して当該150百万米ドル以上180百万米ドル以下を直接出資する旨の記載があります。)。なお、Harvest Tech Overseas Fundによる第3回新株予約権付社債に係る出資予定額300億円のうち100億円については出資確約を得られておりませんが、上記記載の普通株式及び第2回社債型新株予約権付社債について出資を確約するコミットメントレターの金額は減額されておらず、当社が出資予定者及び出資予定候補者から受領しているコミットメントレターの総額(800億円)は変わっておりません。

一方で、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載されているMOUに基づくINCJからの支援であるブリッジ・ローンには2019年12月末までの期限が設定されており、2019年5月30日にINCJとの間で締結した合意書によりその一部については期限の延長及び代物弁済が合意された一方、返済原資の一部に充てる予定である本資本業務提携契約に基づく資金注入はSuwaとの条件が充足される必要があり、資金注入が確定しない場合には、当社資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(27)及び(28) 略

(29) 資金繰りに関するリスク

< 中略 >

当社は、2019年6月27日、Harvest Techから、Harvest Tech Overseas Fundによる、当社普通株式及び第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る出資を確約するコミットメントレター(300百万米ドル)を受領しました。なお、Winston Henry Lee氏からは、Harvest Tech Overseas Fundによる当社普通株式及び第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る出資予定額を300百万米ドルから400百万米ドルに変更し、そのうち100百万米ドルについて、当社顧客から支援を受けることにより払込みに要する資金を確保する旨をHarvest Techと当社顧客との間で合意した旨の報告を受けております。もっとも、Harvest Techは、上記コミットメントレターについて、投資家から必要な資金を募り、Harvest Tech Overseas Fundを新規に組成する予定であるところ、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、Suwaは、上記コミットメントレターに係る出資を確保できない可能性があります。また、上記コミットメントレターは、中国の政府当局からの介入がないこと等が出資の条件とされており、さらに、Harvest Tech Overseas Fundは、Suwaに対する出資の実行に許認可等を取ることが必要とされる可能性があります。

< 中略 >

そのため、Harvest Tech Overseas Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、Harvest Tech Overseas Fundによる出資について中国の政府当局からの介入があった場合、Suwaに対する出資の実行に必要とされる許認可等を取ることができない場合、又はOasisのコミットメントレターの有効期限である2019年12月31日までに上記()乃至()のOasisによる出資の条件を充足しなかった場合には、新株式及び第2回新株予約権付社債の第三者割当が想定どおりに行われないうことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

さらに、第3回新株予約権付社債の第三者割当は、Suwaによる第3回新株予約権付社債の第三者割当に係る払込みに要する資金の調達完了していること等も条件としております。そのため、当社は、2019年6月27日、第3回新株予約権付社債の第三者割当に係る払込みのためにHarvest Techより、Harvest Tech Overseas Fundによる第3回新株予約権付社債の第三者割当に係る出資予定額300億円のうち200億円について出資を確約するコミットメントレター(200億円)を受領しましたが、Harvest Techは、当該出資に際して投資家から必要な資金を募り、Harvest Tech Overseas Fundを新規に組成する予定であるところ、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、Suwaは、上記コミットメントレターに係る出資を確保できない可能性があります。また、上記コミットメントレターは、中国の政府当局からの介入がないこと等が出資の条件とされており、さらに、Harvest Tech Overseas Fundは、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。そのため、Harvest Tech Overseas Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、Harvest Tech Overseas Fundによる出資について中国の政府当局からの介入があった場合、又はSuwaに対する出資の実行に必要とされる許認可等を取ることができない場合には、第3回新株予約権付社債の第三者割当が想定どおりに行われないうことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業成長が鈍化する可能性があります。なお、Harvest Tech Overseas Fundによる第3回新株予約権付社債に係る出資予定額300億円のうち100億円については出資確約を得られておりませんが、上記記載の普通株式及び第2回社債型新株予約権付社債について出資を確約するコミットメントレターの金額は減額されておらず、当社が出資予定者及び出資予定候補者から受領しているコミットメントレターの総額(800億円)は変わっておりません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月27日)までの間において変更がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の変更後の内容を記載したものであり、当該変更箇所は下線で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年9月27日)現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保证するものではありません。

[事業等のリスク]

(1)乃至(25) 略

(26) 継続企業の前提に関する重要事象等

< 中略 >

Suwaの出資予定者のうちHarvest Techからは、2019年6月27日、同社が組成するファンド(以下「Harvest Tech Overseas Fund」といいます。)による当社が発行する普通株式及び第2回新株予約権付社債に係る出資予定額200百万米ドルを300百万米ドルに変更した上で、当該出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、当該出資を確約するコミットメントレター(300百万米ドル)を受領しました。また、当社は、2019年7月11日、Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏から、Harvest Tech Overseas Fundによる上記出資予定額を300百万米ドルから400百万米ドルに変更し、そのうち100百万米ドルについて、当社顧客から支援を受けることにより払込みに要する資金を確保する旨をHarvest Techと当社顧客との間で合意した旨の報告を受けております。さらに、当社は、Harvest Techから、2019年6月27日、当社が発行する第3回新株予約権付社債に係る出資予定額300億円のうち200億円については、当該出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、当該出資を確約するコミットメントレター(200億円)を受領しました。

その後、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Techより、同社とSuwaとの間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致を理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas FundからSuwaが出資を得られるよう、Suwa及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

他方で、当社は、上記のHarvest Techからの通知を受けて関係者との間で協議を行った結果、当社顧客より、取引の支払条件を緩和するとともに、Harvest Techが直接又は間接的に当社に対して出資を行わない場合にはSuwaを通じて又はそれ以外の方法で200百万米ドルの出資を行う意図を示す通知を受領しております。当該通知には、当該顧客からの協力に関する条件として2019年12月末までに当社が当該顧客からの出資を含めて450百万米ドルの資金調達を完了させること等が記載されております。

加えて、2019年6月28日に、Suwaの新たな出資予定候補者であるOasis Management Company Ltd.(以下「Oasis」といいます。)から、同社が運用又は助言するファンドからのSuwaによる当社普通株式の引受けのための150百万米ドル以上180百万米ドル以下の出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされた旨の報告を受け、また、2019年12月31日を期限として当該出資を確約するコミットメントレター(150百万米ドル以上180百万米ドル以下)を受領しました(なお、当該コミットメントレターによれば、当社とOasisとの間で別途合意した場合には、Oasisが、同社が運用又は助言するファンドを通じて、割当予定先ではなく当社に対して当該150百万米ドル以上180百万米ドル以下を直接出資する旨の記載があります。)。なお、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Tech Overseas Fundによる第3回新株予約権付社債に係る出資予定額300億円のうち100億円については出資確約を得られておりませんが、上記記載の普通株式及び第2回社債型新株予約権付社債について出資を確約するコミットメントレターの金額は減額されておらず、当社が出資予定者及び出資予定候補者から受領しているコミットメントレターの総額(800億円)は変わっておりません。

一方で、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載されている短期借入契約に基づくINCJからの借入金の返済原資の一部に充てる予定である本資本業務提携契約に基づく資金注入はSuwaとの条件が充足される必要があり、資金注入が確定しない場合には、当社資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(27)及び(28) 略

(29) 資金繰りに関するリスク

< 中略 >

当社は、2019年6月27日、Harvest Techから、Harvest Tech Overseas Fundによる、当社普通株式及び第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る出資を確約するコミットメントレター(300百万米ドル)を受領しました。なお、Winston Henry Lee氏からは、Harvest Tech Overseas Fundによる当社普通株式及び第2回新株予約権付社債の第三者割当に係る出資予定額を300百万米ドルから400百万米ドルに変更し、そのうち100百万米ドルについて、当社顧客から支援を受けることにより払込みに要する資金を確保する旨をHarvest Techと当社顧客との間で合意した旨の報告を受けております。もっとも、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Techは、上記コミットメントレターについて、投資家から必要な資金を募り、Harvest Tech Overseas Fundを新規に組成する予定であるところ、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているのではなく、Suwaは、上記コミットメントレターに係る出資を確保できない可能性があります。また、上記コミットメントレターは、中国の政府当局からの介入がないこと等が出資の条件とされており、さらに、Harvest Tech Overseas Fundは、Suwaに対する出資の実行に許認可等を取得することが必要とされる可能性があります。

その後、当社は、2019年9月26日、Suwaの出資予定者となるHarvest Tech Overseas Fundを組成することを予定していたHarvest Techより、同社とSuwaとの間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行すべく、Harvest Techから出資を得られるよう、Suwa及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

他方で、当社は、上記のHarvest Techからの通知を受けて関係者との間で協議を行った結果、当社顧客より、取引の支払条件を緩和するとともに、Harvest Techが直接又は間接的に当社に対して出資を行わない場合にはSuwaを通じて又はそれ以外の方法で200百万米ドルの出資を行う意図を示す通知を受領しております。当該通知には、当該顧客からの協力に関する条件として2019年12月末までに当社が当該顧客からの出資を含めて450百万米ドルの資金調達を完了させること等が記載されております。

< 中略 >

そのため、SuwaがHarvest Tech Overseas FundからHarvest Techより受領したコミットメントレターに従った出資を得られず、且つ、Harvest Tech Overseas Fundに代わる投資家からHarvest Techによる出資予定額と同額の出資を確保できなかった場合、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Tech Overseas Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、Harvest Tech Overseas Fundによる出資について中国の政府当局からの介入があった場合、Suwaに対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得できない場合、又はOasisのコミットメントレターの有効期限である2019年12月31日までに上記()乃至()のOasisによる出資の条件を充足しなかった場合には、新株式及び第2回新株予約権付社債の第三者割当が想定どおりに行われぬことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

さらに、第3回新株予約権付社債の第三者割当は、Suwaによる第3回新株予約権付社債の第三者割当に係る払込みに要する資金の調達完了していること等も条件としております。そのため、当社は、2019年6月27日、第3回新株予約権付社債の第三者割当に係る払込みのためにHarvest Techより、Harvest Tech Overseas Fundによる第3回新株予約権付社債の第三者割当に係る出資予定額300億円のうち200億円について出資を確約するコミットメントレター(200億円)を受領しましたが、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Techは、当該出資に際して投資家から必要な資金を募り、Harvest Tech Overseas Fundを新規に組成する予定であるところ、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、Suwaは、上記コミットメントレターに係る出資を確保できない可能性があります。また、上記コミットメントレターは、中国の政府当局からの介入がないこと等が出資の条件とされており。さらに、Harvest Tech Overseas Fundは、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。

その後、当社は、2019年9月26日、Suwaの出資予定者となるHarvest Tech Overseas Fundを組成することを予定していたHarvest Techより、同社とSuwaとの間で、当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として同社が組成するHarvest Tech Overseas Fundが出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、本資本業務提携契約に基づき本第三者割当を実行すべく、Harvest Techから出資を得られるよう、Suwa及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

他方で、当社は、上記のHarvest Techからの通知を受けて関係者との間で協議を行った結果、当社顧客より、取引の支払条件を緩和するとともに、Harvest Techが直接又は間接的に当社に対して出資を行わない場合にはSuwaを通じて又はそれ以外の方法で200百万米ドルの出資を行う意図を示す通知を受領しております。当該通知には、当該顧客からの協力に関する条件として2019年12月末までに当社が当該顧客からの出資を含めて450百万米ドルの資金調達を完了させること等が記載されております。

そのため、SuwaがHarvest Tech Overseas FundからHarvest Techより受領したコミットメントレターに従った出資を得られず、且つ、Harvest Tech Overseas Fundに代わる投資家からHarvest Techによる出資予定額と同額の出資を確保できなかった場合、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Tech Overseas Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、Harvest Tech Overseas Fundによる出資について中国の政府当局からの介入があった場合、又はSuwaに対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得できない場合、場合には、第3回新株予約権付社債の第三者割当が想定どおりに行われなにより、当社の資金繰りが悪化することで事業成長が鈍化する可能性があります。なお、Harvest Techによる上記コミットメントレターの存在を前提としても、Harvest Tech Overseas Fundによる第3回新株予約権付社債に係る出資予定額300億円のうち100億円については出資確約を得られておりませんが、上記記載の普通株式及び第2回社債型新株予約権付社債について出資を確約するコミットメントレターの金額は減額されておらず、当社が出資予定者及び出資予定候補者から受領しているコミットメントレターの総額(800億円)は変わっておりません。